

香美町農業委員会総会(第12回)議事録

1 開催日時 令和3年2月22日(月) 9:30～11:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川 功兒
会長職務代理者	2番	中村 成一
委員	3番	岡田 久志
	4番	西村 功
	5番	井村 壽之
	6番	文堂 福一
	8番	門垣 日出男
	9番	中村 彰男
	11番	山本 太一
	12番	吉川 正人
	13番	橋本 幸長
	14番	前田 精一

4 欠席農業委員(1人)

10番 山本 薫

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

代表	1番	中川 君雄
	2番	高田 勝
	3番	青山 政行
	4番	原 君枝
	5番	小林 隆夫
	6番	田中 晃
	9番	毛戸 良久

6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

副代表	7番	田野 豊博
	8番	東垣 泰彦
	10番	本上 純也

7 議事日程

第1 会期の決定 2月22日 1日間

第2 議案第38号 香美町農業委員会会長の互選について

追加日程第1 第3 議案第39号 香美町農業委員会会長職務代理者の互選について

第4 議案第40号 議席の変更について

第5 議事録署名委員の指名

第6 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第7 議案第41号 非農地証明願承認について

第8 議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第9 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 博文
事務局次長	福島 功
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。
-----	--------------------------------------------

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
-----	----------------------------

議 長	日程第2 議案第38号「香美町農業委員会会長の互選について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
-----	-------------------------------------------------------

事務局	議案の朗読をする。
-----	-----------

議 長	<p>現在、香美町農業委員会においては会長が欠けた状態となっております。よって、香美町農業委員会互選規程第2条の規定により会長の互選を行うものです。</p> <p>互選の方法は、2つの方法がありまして、1つは投票により行う方法、1つは指名推薦による方法が規定されておりますが、今まで慣例によりまして、選考委員会を設置し、選考委員会において指名推薦の方法をとっております。</p> <p>この度の互選についても、慣例に従い選考委員会の方法で指名推薦をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしの声がありますので、私から選考委員を指名いたします。選考委員に、中村成一委員、前田精一委員、山本太一委員、文堂福一委員、門垣日出男委員の以上5名を指名します。選考委員の皆さんは別室にて選考をお願いします。暫時休憩します。</p>
	(暫時休憩)
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>それでは、選考委員会から選考の結果について、ご報告をお願いします。</p>
選考委員長	<p>選考委員を代表し、私、中村成一から報告をいたします。</p> <p>それでは、先ほど開催しました会長互選に係る選考委員会での選考結果について報告します。</p> <p>選考につきましては、各委員、自由に発言を行っていただくなか、全会一致で古川委員が適任者であり会長に指名することで決定いたしましたので報告します。</p>
議 長	<p>ただ今、選考委員より私、古川を会長に指名推薦するとの発表がございました。それでは、被指名人を当選人と決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、被指名人を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条第2項の規定により、当選人といたします。</p>
議 長	<p>なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾していただけるかどうかのお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、ご承諾いただいたときは、公告をしなければならないことになっており、同じく第12条の規定により、この公告の日から会長にご就任いただくこととなっております。</p> <p>これら一連の事務手続きは、早急に進めることとして、まずはこの場において、会長就任の承諾をすることになっておるようですので一言。</p> <p>本当に職務を遂行できるかどうか自問自答するところです。しかし、今現在、職務代理者ということになっている以上は受けざるを得ないというふうな思いがしております。力がありませんし、いろんな方面でご迷惑をかけますけれども、ご支援をいただき何とか職務を務めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	(拍手)
議 長	<p>よって、議案第38号「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」は、当選人「古川功児」に決定いたしました。</p>
議 長	<p>ただいまの会長互選結果により、会長職務代理者が欠けた状態となりました。</p> <p>よって、直ちに会長職務代理者の互選を日程に追加し、互選を行います。事務局に議案書を配布させます。</p>
議 長	<p>追加日程第1 議案第39号「香美町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>

議 長	<p>香美町農業委員会互選規程第2条の規定により会長職務代理者の互選を行うものです。 互選の方法は、2つの方法がありまして、1つは投票により行う方法、1つは指名推薦による方法が規定されておりますが、今まで慣例によりまして、選考委員会を設置し、選考委員会において指名推薦の方法をとっております。 この度の互選についても、慣例に従い選考委員会の方法で指名推薦をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありますので、私から選考委員を指名いたします。選考委員に、吉川正人委員、橋本幸長委員、西村 功委員、岡田久志委員、中村彰男委員の以上5名を指名します。選考委員の皆さんは別室にて選考をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 それでは、選考委員会から選考の結果について、ご報告をお願いします。</p>
選考委員長	<p>選考委員を代表し、私、吉川正人から報告をいたします。 それでは、先ほど開催しました会長職務代理者互選に係る選考委員会での選考結果について報告します。 選考につきましては、各委員、自由に発言を行っていただくなか、全会一致で中村成一委員を指名することで決定いたしました。中村委員は、長年、農業委員を務めておられますし、長井地区においても人・農地プランの策定などリーダーシップを発揮されており適任であると思ひ指名させていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、選考委員より中村成一委員を会長職務代理者に指名推薦するとの発表がございました。 それでは、被指名人、中村成一委員を当選人と決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、被指名人、中村成一委員を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条第2項の規定により、中村成一委員を当選人といたします。</p>
議 長	<p>なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾していただけるかどうかのお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、ご承諾いただいたときは、公告をしなければならないことになっており、同じく第12条の規定により、この公告の日から会長にご就任いただくこととなっております。 これら一連の事務手続きは、早急に進めることとして、まずはこの場において、当選人、中村成一委員に会長職務代理者にご就任いただけるかどうかお伺いします。</p>
当選人	<p>ただ今ご指名をいただき、そのような器ではありませんが、お受けいたします。よろしくをお願いします。</p> <p>(拍手)</p>
議 長	<p>ただ今、当選人、中村成一委員より会長職務代理者にご就任いただくことについて、ご承諾が得られました。 よって、議案第39号「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」は、当選人「中村成一」に決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第40号「議席の変更について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>
議 長	<p>議席の変更について、香美町農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、1番、古川功兒委員、2番、中村成一委員、7番は欠番に変更いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、日程第4 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は11番「山本太一委員」と12番「吉川正人委員」にお願いしたいと思います が、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありますので、11番「山本太一委員」と12番「吉川正人委員」よろしくお願 いします。</p>
議 長	<p>日程第5 報告に入ります。報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付 けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。</p>
事務局	<p>①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得し た事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。</p>
議 長	<p>事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、届出を受理することとします。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第41号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせま す。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資 料①1ページから5ページです。</p>
議 長	<p>事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第41号の非農地証明願について、2月17日に現地調 査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委 員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
9番	<p>申請地は、小代地域局より久須部川に沿ってのぼり、久須部集落手前を左折し貫田キャンプ場方面 へ城山トイレ横の右手に昨年、新しく建った牛舎があります。現況写真に写っているのが、その牛舎で すが、その牛舎の反対側です。 現地は50年ほど前に杉を植林し、現況写真のように杉林になっていました。地目変更登記のための 願出です。</p>
議 長	<p>「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありま せんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろし いか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第41号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決 定します。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第42号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を 議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。</p>

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから22ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第42号 番号1番の申請について、2月17日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請地は、県道香住村岡線の小原橋から南へ30mほど行きますと小原バス停があります。そのバス停から約5m西へ入ったところにあります。 申請内容は、今までから譲受人が申請地を耕作されておりましたが、この度、譲渡人が経営規模を縮小したいことから譲受人がその要望に応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第42号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第42号 番号2番の申請について、2月17日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「山本太一委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は村岡地域局から国道9号を約2.5km八鹿方面にいったところに全但バスの寺河内バス停があります。そのバス停を西側に150mほど下っていきますと精密機械の部品を製作している工場があります。そこを南側へ100mほどいきたところにあります。 申請内容は、譲渡人が経営規模の縮小のため譲受人がその要望に応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第42号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第42号 番号3番の申請について、2月17日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

14番	申請地は、この庁舎から左へトンネル2つ抜け、北東へ約300mいきたところに山手の開発団地がありますが、そこに点在してあります。 申請内容は、この度、譲渡人である親族から申し入れがあり、双方の合意のうえ贈与が成立したもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第42号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第8 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟